

# 令和7年第6回（12月）佐渡市議会定例会会議録（第1号）

令和7年12月4日（木曜日）

## 議事日程（第1号）

令和7年12月4日（木）午前10時00分開会・開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第128号から議案第154号まで
- 第 6 陳情第2号、陳情第5号から陳情第9号まで
- 第 7 （前定例会において閉会中の継続審査とした令和6年度決算の件）
  - \* 決算審査特別委員会付託案件
  - 議案第112号から議案第125号まで

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（21名）

1番	村川拓人君	2番	川原茂君
3番	坂下真斗君	4番	栗山嘉男君
5番	佐々木ひとみ君	6番	平田和太龍君
7番	山本健二君	8番	林純一君
9番	佐藤定君	10番	中川健二君
11番	広瀬大海君	12番	山田伸之君
13番	荒井眞理君	14番	駒形信雄君
15番	坂下善英君	16番	山本卓君
17番	中川直美君	18番	佐藤孝君
19番	近藤和義君	20番	室岡啓史君
21番	金田淳一君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	渡辺竜五君	副市長	鬼澤佳弘君
教育長	香遠正浩君	総務部長	岩崎洋昭君

企画部長	北見太志君	財務部長	平山栄祐君
市民生活部長	市橋法子君	社会福祉部長	吉川明君
地域振興部長	門田靖君	農林水産部長	中川克典君
観光文化部長	小林大吾君	建設部長	佐々木雅彦君
教育次長	笠井貴弘君	消防長	中野照之君
会計管理者	石塚美好君	上下水道長	増家由季君
両津病院院長	倉内学君	選挙管理委員会事務局長	川上大吾君
監査委員局長	木下和重君	農業委員会事務局長	野舘雅博君

事務局職員出席者

事務局長	中川雅史君	事務局次長	服部真樹君
議事調査係	池秀和君	議事調査係	余湖巳和寿君

午前10時00分 開会・開議

- 議長（金田淳一君） おはようございます。ただいまの出席議員数は21名であります。定足数に達しておりますので、これより令和7年第6回（12月）佐渡市議会定例会を開会いたします。
- 本日のデータは、今定例会のフォルダーにアップしたとおりであります。
- 

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（金田淳一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
- 今期定例会の会議録署名議員は、8番、林純一君及び10番、中川健二君を指名いたします。
- 

#### 日程第2 会期の決定

- 議長（金田淳一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
- お諮りします。今期定例会の会期は、本日から12月19日までの16日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。
- よって、今期定例会の会期は16日間に決定いたしました。
- 今会期中の予定は、お手元に配付した会期日程表のとおりであります。会期日程表は、佐渡市議会のホームページ、佐渡テレビなどにおいてお知らせしております。
- 

#### 日程第3 諸般の報告

- 議長（金田淳一君） 日程第3、諸般の報告を行います。
- 諸般の報告は、お手元に配付した資料のとおりであります。朗読は省略いたします。
- 

#### 日程第4 行政報告

- 議長（金田淳一君） 日程第4、行政報告を行います。
- 市長から行政報告の申出がありますので、これを許します。
- 渡辺市長。
- 〔市長 渡辺竜五君登壇〕
- 市長（渡辺竜五君） おはようございます。それでは、令和7年第6回（12月）佐渡市議会定例会に当たりまして、令和7年第5回（9月）佐渡市議会定例会後の報告案件について御報告を申し上げますが、まず今定例会における報告事件については、案件がないことを御報告させていただきます。
- 続きまして、9月定例会後の本市における主な出来事について行政報告をさせていただきます。
- 1、日中韓3か国地方政府交流会議及びトキ自治体サミットについて。去る10月16日、中国塩城市で開催されました第26回日中韓3か国地方政府交流会議に出席してまいりました。本会議は、地域連携による多様な開かれた発展の促進をメインテーマに、日本、中国、韓国の自治体関係者が参加し、今後の国際交流や協力を一層促進することを目的にした国際会議でございます。主催者側からの御招待を受け、私

が日本を代表して登壇し、佐渡金銀山の歴史とともに発展した文化やトキの共生の取組について、世界に発信させていただきました。併せて、中国塩城市とは、友好交流協定の締結に向けた意向書を取り交わしました。現在の日本を取り巻く国際情勢には、様々な状況が存在するところではございますが、今後も様々な形で地方での交流を進めながら、佐渡の認知度の向上と誘客の拡大を図ってまいりたいと考えております。

また、11月12日は、トキの野生定着や生息環境の保全を進める日中韓3か国の自治体による、トキ自治体サミットをあいぽーと佐渡において開催いたしました。

日本からは、来年度、本州で初めてのトキ放鳥を行う石川県をはじめ、7つの自治体に参加し、中国と韓国からは、塩城市を含めた5つの自治体に参加いただきました。各地域で培ってきた知見や取組事例を共有し、お互いに学び合うことで、トキの共生をきっかけとした、ネイチャーポジティブの達成や生物多様性の保全、そして、3か国の人的交流につながる有意義なサミットになったものと考えております。

2、さどマッチボックス、地方創生AWARD2025地域事業者支援部門でのグランプリ受賞について。佐渡市が運営する自治体公式就業プラットフォームさどマッチボックスがこのたび、一般社団法人公民連携推進機構より地方創生AWARD2025の地域事業者支援部門にて、人手不足とされている業界での採用実績、関係人口の増加、移住後の体験就業、地域経済の活性化などの観点で総合的に評価され、グランプリを受賞いたしました。

さどマッチボックスは、雇用機会の拡充と持続可能な就労環境の実現を目的に2023年6月に開設し、市内の眠れる労働力を掘り起こすことで、働き手不足の解消を進め、地域産業の維持・活性化を図っております。

引き続き、活用を促し、多様で柔軟な働き方で、より多くの方が活躍できる社会を目指してまいります。

3、文化庁地域文化功労者表彰及び新潟県知事表彰の受賞について。このたび、文化庁の地域文化功労者表彰に城腰花笠踊保存会様が受賞され、また、新潟県知事表彰に佐渡人形芝居保存会様が受賞されました。

城腰花笠踊保存会様は、県の民俗文化財にも指定されている花笠踊を久知八幡宮の例祭時に奉納し、中世から伝わる久知郷の伝統を今に伝える活動に御尽力いただいております。

佐渡人形芝居保存会様は、国の重要無形民俗文化財に指定されている佐渡の人形芝居の継承活動をはじめ、担い手の育成や指導者の養成などに御尽力いただき、定例公演や地域の祭りなどで披露しております。

佐渡市では、地域文化功労者の表彰は令和元年以来、新潟県知事の表彰は平成29年以來の受賞となり、当事者の喜びもさることながら、佐渡の伝統文化に携わっている関係者の皆様にとっても大きな励みになるものと考えております。

市としても、佐渡の貴重な文化財を活用しながら次世代へ引き継いでいくためにも引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（金田淳一君） ただいまの報告に対する質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

行政報告に対する質疑を終結いたします。

---

日程第5 議案第128号から議案第154号まで

○議長（金田淳一君） 日程第5、議案第128号から議案第154号までについてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、議案の上程をさせていただきます。

議案第128号 佐渡市行政組織条例等の一部を改正する条例の制定について。本案は、教育委員会の本庁舎移転に伴い、教育委員会に子ども若者課の事務を委任するとともに、支所及び行政サービスセンターを市民センターに見直すなど、所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第129号 佐渡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、市外で発生した重大な災害現場に、消防組織法に基づき派遣され、救助活動などに従事する消防職員に特殊勤務手当を支給するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第130号 佐渡市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、林野火災予防の実効性を高めることを目的に、火災に関する警報発令時や林野火災に関する注意報を発令した場合の火の使用制限など、所要の改正を行うほか、簡易サウナの整備基準及び住宅用防災機器に感震ブレーカーを含める規定を追加するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第131号 佐渡市立幼稚園条例を廃止する条例の制定について。本案は、令和8年3月末をもって佐渡市立さわた幼稚園及び小木幼稚園を閉園するため、条例を廃止するものでございます。

議案第132号 佐渡市学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、令和8年3月末をもって佐和田学校給食センターを廃止するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第133号 佐渡市議会議員及び佐渡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、公職選挙法施行令の改正を踏まえ、選挙運動用ビラ及びポスター作成費1枚当たりの公費負担限度額について引上げを行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第134号 佐渡市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。本案は、児童福祉法の改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定するものでございます。

議案第135号 佐渡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について。本案は、児童福祉法などの改正に伴い、児童福祉施設等の設備及び運営に関する基準について所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第136号 佐渡市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、令和8年3月末をもって稲鯨保育園を閉園するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第137号 佐渡市へき地保育園条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、現在、休園となっている馬首保育園について、令和8年3月末をもって閉園するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第138号 佐渡市小木子育て支援センター条例を廃止する条例の制定について。本案は、令和8年3月末の小木幼稚園の閉園に伴い、5歳児の受入れを保育園で行うことから、小木子育て支援センターで実施している5歳児の預かり保育事業などを行う必要がなくなるため、条例を廃止するものでございます。

議案第139号 佐渡市水道事業給水条例等の一部を改正する条例の制定について。本案は、災害その他非常の場合において管理者が認めるときは、他の市町村長の指定を受けた者が給水装置などに関する工事を行うことができるよう、規定を追加するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第140号 佐渡市海洋深層水分水施設の設置及び管理に関する条例及び佐渡海洋深層水ブランドの使用に関する条例を廃止する条例の制定について。本案は、佐渡海洋深層水分水施設について、指定管理期間が令和8年3月末で終了することから、佐渡海洋深層水ブランドマーク商標権と併せて無償譲渡を行うため、条例を廃止するものでございます。

議案第141号 佐渡市市政事務嘱託員等設置条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、農家の皆様への農業に関する情報の周知方法などの見直しにより、農事連絡員制度を廃止するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第142号 佐渡市災害関連地域防災がけ崩れ対策事業分担金徴収条例の制定について。本案は、激甚災害に伴い、崖地において発生した崩壊などの復旧を図ることを目的に、佐渡市が行う災害関連地域防災がけ崩れ対策事業に要する費用のうち、受益者から徴収する分担金に関して必要な事項を定めるため、条例を制定するものでございます。

議案第143号から147号までは、一括して御説明をいたします。議案第143号 公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡市ケーブルテレビ放送施設）、議案第144号 公の施設に係る指定管理者の指定について（畑野温泉松泉閣）、議案第145号 公の施設に係る指定管理者の指定について（ドンデン山荘）、議案第146号 公の施設に係る指定管理者の指定について（赤泊農林漁業体験宿泊施設サンライズ城が浜、赤泊温泉保養センターあかどまり城が浜温泉）、議案第147号 公の施設に係る指定管理者の指定について（勤労青少年ホーム、両津運動広場、両津野球場、両津テニスコート、両津農村広場）、以上の5議案は、佐渡市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例に基づき選定した団体を指定管理者として指定したいので、議会の議決を求めるものでございます。

議案第148号 財産の無償譲渡について（佐渡海洋深層水分水施設及び佐渡海洋深層水ブランドマーク商標権）、本案は、佐渡海洋深層水分水施設及び佐渡海洋深層水ブランドマーク商標権について、公募により選定した相手方に無償譲渡することについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案第149号 新潟県市町村総合事務組合理約の変更について。本案は、本市が加入する新潟県市町村総合事務組合において、村上市及び南魚沼市から採用試験及び昇任試験に関する共同処理事務の脱退の申出があったため、当該組合の規約を変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案第150号 令和7年度佐渡市一般会計補正予算（第9号）について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ2,118万7,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、地域経済循環創造事業や、清酒原料米価格高騰対策支援事業に要する経費を計上するほか、歴史文化資源を活用した誘客促進事業の経費などを計上し、歳入では国、県支出金などを増額計上し、繰入金及び市債を減額計上するものでございます。

議案第151号 令和7年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について。本予算案は、歳

入歳出にそれぞれ4,500万円を追加するものでございます。補正内容は、保険給付費の実績見込みに基づく高額療養費を増額計上し、歳入では県支出金を増額計上するものでございます。

議案第152号 令和7年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ100万2,000円を追加するものでございます。補正内容は、人間ドック受診者の増加により、人間ドックに係る経費を増額計上し、歳入では、それに伴う一般会計繰入金及び雑入を増額計上するものでございます。

議案第153号 令和7年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ383万1,000円を追加するものでございます。補正内容は、令和4年度及び令和5年度地域支援事業交付金の再確定に伴う給付準備基金積立金及び国庫負担金などの精算返還金を増額計上し、歳入では諸収入を増額計上するものでございます。

議案第154号 令和7年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第3号）について。本予算は、歳入歳出にそれぞれ176万円を追加するものでございます。補正内容は、一般管理費の修繕料を増額計上し、歳入では一般会計繰入金を増額計上するものでございます。

以上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（金田淳一君） これより質疑に入ります。

議案第128号 佐渡市行政組織条例等の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

○17番（中川直美君） それでは、お尋ねをいたします。

先ほどの提案理由の中にもあったし、議会はこの間一定程度聞いているわけなのですが、市民にとってはなかなか知られていないというところもあるのですが、まず今回の条例提案の中身を見ると、1つは行政内部の組織をやるという内容のもの、支所を全部なくすということ、教育委員会を両津から本庁に持ってくる、それに伴ういろいろなものというのは、私はこれはまさに行政組織内部に関するものだと思うのです。ところが、市長は、提案理由でも言いましたが、子ども若者課の事業を教育委員会に、例えば権限をやるとか、委任するというのは、これは全く別の問題だと思うのです。何でこのような別の問題を上げたのか。もちろん一括上程というルールはあるのですが、一括上程する場合は、やはり類似したもののカテゴリーの中でやるべきだ。分かりやすく言うと、支所をなくすことには賛成だが、保育の事務をこちらにやることは反対だという議員もいれば、また逆もいるわけなのだけれども、まずそこを1点聞きたいというふうに思います。

具体的な中身については幾つか次に聞きます。資料のページでいうと21ページだと思うのですが、21ページの佐渡市保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正のところ、文言訂正というか、やっていますよね。今まで市長だったものが教育委員会、教育長ではなくて教育委員会にしているのだけれども、これというのは児童福祉法の規定からすると、教育委員会にその権限を移すことは私できないというふうに思うのです。これは今回も何度も言っていますが、これは法的に重大な瑕疵があるというふうに私は思うのですが、その点どうかお尋ねをしておきたいというふうに思います。

○議長（金田淳一君） 岩崎総務部長。

○総務部長（岩崎洋昭君） 御説明いたします。

まず、条例の上程につきまして、今回あくまでも佐渡市全体の組織の見直しに関する条例ということで全て関連性があるということで、一括で条例制定ということでさせていただいたものでございます。

それから、保育に関することでございます。これにつきましては、児童福祉法第32条第3項の規定により、保育に関する権限を福祉事務所長及び教育委員会に委任することができるという規定がありますので、それに基づきまして、我々のほうも条例改正をさせていただいたというところでございます。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） まず、関連があるかということである、例えば国民健康保険の本算定などは条例改正、予算、今後このようなやり方をやるのですか。確かに全て関連があるのは当たり前なのです。一応新しい議員もいるから、丁寧に言うのだけれども、予算みたいいろいろなものがあるのは、これはしようがないと思うのですが、今後こういうやり方するのでしょうかということをお聞きしておきたい。議会の審議にも関わるので。あなたは同じだと言ったけれども、事務の権限移譲と行政内部組織の関連というのは、やっぱり私は別問題だと思いますが、改めて聞かせて。

児童福祉法のことを言いましたが、例えば全国でやっている例をよく見ると、形としては外から見るとやっているように見えるのだけれども、実態は市長の権限がちゃんと働いているという仕掛けになっているのです。そうしないと、条例は本法、これよりも上位の本法を上回ることはできないわけです。先ほどあなたそういうふうに言いましたが、例えば保育料を決める権限は、市長にしかないのです。これ行政処分ですから、瑕疵があって、不服があれば、行政不服でやるのです。つまり法に揺らぎがあった場合は、はなから相手にされない、負けるということになるわけです。保育の実施主体というのは、それを一部やるとか、放課後児童クラブとかやるという法に規定を置いていないものはあるのだけれども、そういう場合はどうですか、行政処分するわけだ、事実上。

○議長（金田淳一君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 条例の提案の仕方についてだけ、ちょっと私のほうから御説明をさせていただきます。

我々としては、それで基本的に一括の条例で議員のほうで議論していただけるというふうに判断しておりますが、議会と執行部、いずれにしても議論をしながら進めていくべきだと考えておりますので、今回様々な御意見をいただきながら、今後必要であれば分けて出すということも含めて、今回事務方、執行部と議会事務局でしっかりと議論をして、進めていきたいというふうに考えております。

残りは、保育のほうは総務部長から御説明させます。

○議長（金田淳一君） 岩崎総務部長。

○総務部長（岩崎洋昭君） 御説明いたします。

保育料につきましては、今回事務委任の対象とはしておりません。教育委員会の協議書の中にでも、保育及び幼児期の教育に関することということで、括弧書きに保育料に関するものを除くというふうの規定して教育委員会に協議をしておりますので、佐渡市としては保育料については今回委任していないというところでございます。ただ、他市では、長岡市、三条市では実施しているということも私どもは確認しておりますが、佐渡市としましては、今回は実施をしないというところでございます。

○議長（金田淳一君） 中川直美君、3回目です。

○17番（中川直美君） その上程の仕方です。本来ならば私議会運営委員会のメンバーで、あのときに調子悪かったのも、ちょっと頭が回らなかったのも、議会のほうでもやっぱりこういうのはきちんと、議会基本条例もやっていますから、対市民に対してどう責任取るか、さっき言った保育料やいろいろなものも含めて、これは行政処分を決める公権力が働くものだから、例えば組織内部のものとやっぱり別なので、それは議会のほうとしても、もうちょっとしっかりしなければならないなど自省を込めて反省はします。

他市の事例を云々という話がありましたが、子ども・子育て関連3法ができてから、非常に子育て分野が分かりにくくなってきているというのは事実なのです。文部科学省も、そこははっきり言っていないし、だけれども、いろいろなところでいろいろなことをやり始めているのは事実。やったはいいのだけれども、やっぱりこれ瑕疵あるなど戻ったところも幾つかある。ぜひ、一般質問もやるので、これ以上言いませんが、きちんと精査を、問題があれば精査していただけますね。確認だけ。

○議長（金田淳一君） 岩崎総務部長。

○総務部長（岩崎洋昭君） 御説明いたします。

我々のほう、これから事業を進める中で、何か問題点等があれば、当然修正といたしますか、していきたいというふうに考えております。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第128号についての質疑を終結いたします。

議案第129号 佐渡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第129号についての質疑を終結いたします。

議案第130号 佐渡市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第130号についての質疑を終結いたします。

議案第131号 佐渡市立幼稚園条例を廃止する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第131号についての質疑を終結いたします。

議案第132号 佐渡市学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

中川直美君。

○17番（中川直美君） 総務文教常任委員会では、報告案件の中では聞いてはいるのですが、重大なときなので、本会議で一応確認をしておきたいというふうに思います。

佐和田の学校給食センターの老朽化、いろいろなことで廃止するのは、これはしようがないと思うのですが、そこにいる職員の扱いがどうなっていくのか。とりわけ、正規の職員の方はどこかへ行けるというのはあるのだけれども、会計年度任用職員の方が非常に多いと思うのです。下の保育園の関係ももちろん同じようなことなのだけれども、その方々どうなるのかということ、今大変暮らしが厳しい、雇用が厳しい側面あるので、改めて聞いておきたいと思います。

○議長（金田淳一君） 笠井教育次長。

○教育次長（笠井貴弘君） 御説明します。

現在佐和田学校給食センターの廃止に伴い、職員のヒアリング及び次年度の配食数に応じた職員配置の検討をしております。基本的に継続を希望される方でどこの場所を望むかなども勘案しながら、総合的にしっかり配置していきたいと思います。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） なぜここで取り上げたかということ、こういう時期だから取り上げたのだけれども、つまり会計年度任用職員、臨時というのは一体何人いて、今そういうあれをやっているのですか。首を切るというのではなくて、引き続き働く意欲のある方は、場所は変わるけれども、働いていただくということをやっているのだと思うのだけれども、何人なのか。

○議長（金田淳一君） 笠井教育次長。

○教育次長（笠井貴弘君） 御説明します。

すみません。現在人数までは持ち合わせておりません。

○議長（金田淳一君） 中川直美君、3回目です。

○17番（中川直美君） 議長のほうで後で報告をもらえるようにしてください。

○議長（金田淳一君） そのように対応いたします。以上でよろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第132号についての質疑を終結いたします。

議案第133号 佐渡市議会議員及び佐渡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第133号についての質疑を終結いたします。

議案第134号 佐渡市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第134号についての質疑を終結いたします。

議案第135号 佐渡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第135号についての質疑を終結いたします。

議案第136号 佐渡市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第136号についての質疑を終結いたします。

議案第137号 佐渡市へき地保育園条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） 議案第137号、へき地保育園条例の一部を改正する条例の制定で、今具体的にここで名前が挙がっているのが馬首保育園です。この馬首保育園は、実質いつから保育がなされなくなって、これはなぜ普通財産にせず、保育園として復活できるように休園扱いだったのか御説明をお願いします。

○議長（金田淳一君） 吉川社会福祉部長。

○社会福祉部長（吉川 明君） 御説明いたします。

馬首保育園につきましては、平成4年に新園舎で開園いたしまして、平成12年度末、平成13年3月31日で休園としてございます。それから25年間余り休園となっております。これにつきましては、新潟県の保育園の補助金なども入っておりまして、基本的にはその財産処分と併せて廃止手続をするもので、その手続の関係で、これまで周辺地域の方々に貸与していたというのが現状でございます。今回利用されている周辺地域の方も、今後の利用用途がないということで、正式に条例を廃止して、財産処分をさせていただくものでございます。

○議長（金田淳一君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） 簡単な経緯といえば簡単な経緯ですが、しかし25年間休園扱いというのは長過ぎると思うのです。休園の定義と、それから廃園する定義って大きく違うと思います。なぜそんな25年もかかったのかというのは、これから公立保育園の統廃合というのは起こります。建物をどういうふうに管理していくのかということに大きく関わるので、この考え方をどう整理しているのか御説明をお願いします。

○議長（金田淳一君） 吉川社会福祉部長。

○社会福祉部長（吉川 明君） 御説明いたします。

休園当初は、園児の増加が見込まれば、当然もう一度開設するという見込みの中でお待ちしてございましたが、園児の増加がないということで、休園が続いていたものでございます。基本的には財産処分と併せた検討の中で、地域のほうでまだ利用したいということでございましたので、休園で利用させていただきました。あと、市のほうで財産処分する場合には、基本的には無償譲渡、有償譲渡、取壊しという形になりますので、地域が使いたいという要望もございましたので、そのまま継続して休園で地域に御利用い

ただいたものでございます。

○議長（金田淳一君） 荒井眞理君、3回目です。

○13番（荒井眞理君） 今のお話お聞きしますと、保育園の建物が、これから統廃合で保育は行われなくなる、しかし地域の用途があれば、そこは休園扱いにして、そして先ほど最初の御説明では、県からの補助金が入っていたと。これ国庫が原資なのかなと思いますけれども、これをずっともらいながら、休園状態にして地域に資する建物にすると、これちょっと目的が違うように思うのです。ここはもうちょっと整理する必要があったのかと思うのです。かなり特殊な、25年間も保育をするということが前提での補助金が入りっ放しというのは、かなり異例だと思うのです。これについては、県からも何も言われないのでしょうか。あるいは、国からも。どうですか。

○議長（金田淳一君） 吉川社会福祉部長。

○社会福祉部長（吉川 明君） 御説明いたします。

こちらの県の補助金につきましては、ここ数年間県のほうとは財産処分について協議は進めさせていただいてございます。今回条例廃止に合わせて、正式に財産処分としての手続を取らせていただきます。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第137号についての質疑を終結いたします。

議案第138号 佐渡市小木子育て支援センター条例を廃止する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第138号についての質疑を終結いたします。

議案第139号 佐渡市水道事業給水条例等の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

中川直美君。

○17番（中川直美君） 水道工事は、指定給水装置の工事業者しかやらないようになっているのだけれども、能登半島地震を受けて国の通知があって、これやるのだと思うのだけれども、佐渡の場合は海があるので、これどういのを想定しているのだろう。例えば応援協定を結ぶのか、結ばないのか、その辺も含めてもうちょっと詳しく教えてもらえますか。能登半島地震のまだ割れ残りもあると言われていたものから。

○議長（金田淳一君） 増家上下水道課長。

○上下水道課長（増家由季君） 御説明いたします。

ただいまの条例制定につきましては、国の通知等に従いまして進めておりますが、能登半島地震のような大規模災害についての状況を想定しております。この場合、被災した家屋、一般の方だけでなく、指定業者自身も被災してしまうことを想定した上で、業者が不足してしまうという災害を想定しております。運用につきましては、また今後協定を結んでいる協会等と協議を進めまして、運用体制を整えていきたいということを考えております。

以上でございます。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 要は私の聞いたことを言っただけではないですか。だから、今は全く考えていないということね、水道協会との連携はあるけれども。この場合、さっき言ったように、能登半島の場合は大きく言われましたけれども、ポイントでもあるわけで、近くの市町村というのだけれども、佐渡は離島だから、例えばどういう、一番近いのは新潟市だと思うのだよね、新潟市というふうに考えているのか、そういうことをちょっと聞いたのだ。

○議長（金田淳一君） 増家上下水道課長。

○上下水道課長（増家由季君） 御説明いたします。

具体的にどこの市町村ということは今こちらでまだ想定していないのですが、他自治体におきましても、通知が今年の4月ということで、他市町村6月もしくは9月に改正したばかりという状況でございますので、今後他市町村と、また協会と協議をして、その辺は決めてまいりたいということでございます。

以上でございます。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第139号についての質疑を終結いたします。

議案第140号 佐渡市海洋深層水分水施設の設置及び管理に関する条例及び佐渡海洋深層水ブランドの使用に関する条例を廃止する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第140号についての質疑を終結いたします。

議案第141号 佐渡市市政事務嘱託員等設置条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

○17番（中川直美君） 各集落で配っている農業関係のをやめるということなのだろうと思いますが、これ具体的にどうなのか。例えば令和7年度の当初予算でいうと、文書委託料というやつが3,144万2,000円ありましたよね。こういったところにも影響してくるのだと思うのだけれども、具体的にはどうなりますか。

○議長（金田淳一君） 中川農林水産部長。

○農林水産部長（中川克典君） 御説明いたします。

農事連絡員制度につきましては、私どもの農業政策課のほうで所管しておりますが、令和7年度の予算といたしましては、文書配布の委託料といたしまして604万6,000円計上していますし、あと保険料といたしまして、これは総務課の嘱託員と折半でございますが、43万4,000円ということで計上させていただいております。

以上です。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 604万6,000円と言いましたけれども、そうするとこの中が、これは全部なくなるわけではないのかな。なくなるのだけ、ちょっと確認です。それが1つ。

それと、今後の農業関係の行政からのお知らせのようなものというのはどうなるのですか。

○議長（金田淳一君） 中川農林水産部長。

○農林水産部長（中川克典君） 御説明いたします。

先ほど私申し上げました農事連絡員にかかります経費のほうは今年度限りとなります。また、今まで農家の方に配布しておりました配布物等でございますが、これにつきましては、数年前より市民の皆様から、配布物が多いであったり、いろいろ地域からの声を受けておるところでございます。既に私どものほうで実施しておりますけれども、補助金などのお知らせにつきましては、市報「さど」に掲載するほか、あと市のホームページ、またSNS等を活用しておるところです。また、今後はJA等の関係機関とも連携いたしまして、より効果的な周知のほうを図ってまいります。

以上です。

○議長（金田淳一君） 中川直美君、3回目です。

○17番（中川直美君） 集落の、いわゆる配り物みたいな中で、市から来るものもある、農協から来るものもある、そうすると同じように農協のほうも今後やめていくという足並みそろえないと、集落としてはまだ残っているのではないかと、こんなふうになってしまうのだらうと思うのだけれども、今後そういう方向も確認しているという理解でいいですか。

○議長（金田淳一君） 中川農林水産部長。

○農林水産部長（中川克典君） 御説明いたします。

JAのほうでも農家組合長という制度を今でも存続しておるところでございます。JAのほうでその制度をこれからも続けるかどうかという具体的な話までは行っておりませんが、今後もその在り方につきましては、私ども入りまして、検討してまいりたいと考えておるところです。

以上です。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第141号についての質疑を終結いたします。

議案第142号 佐渡市災害関連地域防災がけ崩れ対策事業分担金徴収条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第142号についての質疑を終結いたします。

議案第143号 公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡市ケーブルテレビ放送施設）の質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

○17番（中川直美君） 指定管理の関係ですが、ここで聞いておきます。まず、1つは、物価高騰分の指定

管理料みたいなのはきちんと入っているのか。それと、もちろん10万円以上が修繕とか、修繕ではないとか、そういうのもあるのだけれども、やっぱりこの時期にきちんと見直し、従来のをただやればいいやという話では私ないと思うのです。その辺は、ちゃんと反映されているという理解でいいですか。

○議長（金田淳一君） 岩崎総務部長。

○総務部長（岩崎洋昭君） 御説明いたします。

今回の指定管理料の算定に当たりましては、そういったものを加味して算出のほうをさせていただきました。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 最近行政で業務委託というか、こういった指定管理のようなのをやってはみたのだけれども、こういう物価高騰やいろいろなことで、実は直営でやったほうがやはり安いというとおかしいな、安いみたいなのがあって、例えば近々報道されたのは、伊賀市では窓口業務を直営に戻すと、そうしないとスキルが身につかないということでもありますけれども、そういった点も含めてきちんと精査をして、選定委員会で選ばれたという理解でいいですね。

○議長（金田淳一君） 岩崎総務部長。

○総務部長（岩崎洋昭君） 御説明いたします。

今おっしゃられたとおり、そういった要素、様々な選考の要素というものを選定委員会のほうで審査をされ、この業者が選定されたということでございます。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第143号についての質疑を終結いたします。

議案第144号 公の施設に係る指定管理者の指定について（畑野温泉松泉閣）の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第144号についての質疑を終結いたします。

議案第145号 公の施設に係る指定管理者の指定について（ドンデン山荘）の質疑を許します。質疑はありませんか。

荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） これ次の146号にも続けてお伺いしたいと思っておりますけれども、このドンデン山荘の指定管理、今まで受けていてくださったところは、既に3年間指定管理料ゼロ円で受けてくださっています。これ佐渡市にとっては非常にありがたいことだと思うのですけれども、冬期の間閉じていなければならないところで、人件費も、人の雇い方とか大変なところだと思います。しかも、燃料費も上がっている中で、これが実現できているのはなぜという評価なのかということ、まず引き続きこれがゼロ円の管理料で可能だと判断した理由を御説明をお願いします。

○議長（金田淳一君） 小林観光文化スポーツ部長。

○観光文化スポーツ部長（小林大吾君） 御説明申し上げます。

ドンデン山荘につきましては、令和5年度の収支が552万円程度、令和6年度が965万円といった、多くの収益を出しているところでございます。そちらにつきましては、宿泊だけではなく、やはり付加価値の高い食の提供であるとか、フランス料理の提供とかしておりますけれども、そういったところで収益のほうを上げているというふうに聞いております。また、冬に閉めることによって、逆にお客様の少ない期間の人件費の削減と、そういったこともあわせて、こういった収益で900万円の収益となっておりますので、指定管理料がゼロ円で問題ないというふうに考えているところでございます。

○議長（金田淳一君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） そうしますと、かなり収益が、具体的に倍近く1年の間にも上がっていると。それは、高付加価値のあるサービスの提供であると。こういうことは、これは指定管理者によって、その努力次第でこのように指定管理料も減らすことはできると、そういうふうにお見込みでしょうか。

○議長（金田淳一君） 小林観光文化スポーツ部長。

○観光文化スポーツ部長（小林大吾君） 御説明申し上げます。

当然どの業者がというところではなく、やはり過去の収支を判断して、指定管理料の増減といったものは当然していくべきだと考えております。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第145号についての質疑を終結いたします。

議案第146号 公の施設に係る指定管理者の指定について（赤泊農林漁業体験宿泊施設サンライズ城が浜、赤泊温泉保養センターあかどまり城が浜温泉）の質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

○17番（中川直美君） 私は、これ意外とショックだったのです。指定管理は公募ですから、必ずそこに行くというわけではないのだけれども、この間赤泊の振興公社みたいなのが頑張っていた。それがもう立ち行かなくなった側面もあるのかなというふうに思うわけです。そういった側面もあったのか、応募があっただろうかというのわからないのだけれども、やっぱり地域で頑張っていて、地域をしっかり支えていかなければとすごく頑張っていた振興公社だというふうに私見ていたのですが、市も出資をしている団体ですから、その辺は、そういう見方の議案ではないのだけれども、応募はあったのでしょうか。

○議長（金田淳一君） 小林観光文化スポーツ部長。

○観光文化スポーツ部長（小林大吾君） 御説明いたします。

議員おっしゃったとおり、今まで赤泊振興公社、地元の方々がやっていたところなのではございますけれども、今回は応募がなかったというところでございます。そこにつきましては、やはり今までの営業の赤字化であったりとか、高齢化であったりとか、そういったことは関係しているものと推測しているところでございます。

○議長（金田淳一君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） こちらは、先ほど質疑しました145号と146号とで同じ事業者がこの指定管理を受け

るという御提案になっています。先ほどの御説明ですと、やはり工夫次第で収益が倍にもなるということを実績として認めておられる、行政として。にもかかわらず、この指定管理料が以前と変わらない、ここ非常に不思議かなと私は思っているところです。この立地で、そしてこれだけの施設があって、指定管理料が前回1,000万円から急に2,000万円に上がったのですね、3年前でしたか。非常に大きな変化だったと思いますが、それはコロナ禍にあって非常に難しい経営を強いられる中でそうせざるを得ないのかなと思って、回復するためにはそれも必要かと思つてのんだところは、私議員としてはそういう思いがありました。しかし、今状況はかなり変わった。世界遺産登録によってお客様は誘致しやすい、そして指定管理者が変わると、今ほどの御説明ですと職員の高齢化もあったということで、指定管理者が変わるとこの辺りも改善できるのではないかなと。しかし、この指定管理料で、また引き続き年間2,000万円で行くところをどう納得したらいいのか、その御説明をいただきたいと思つます。

○議長（金田淳一君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 今の質疑は、指定管理制度の本質の問題を理解していただけると、答えがすぐ出るのだろうというふうに認識しております。指定管理制度自体は、どなたが出るか分からない状態で、市が運営した場合、基本的に幾らで運営できますかという過去の実績に基づいて、この指定管理料が算定されます。前回取り組んでいた方々ともずっと議論しておりますが、前回の金額ではとても維持できないというお話でございました。私のところに、実は観光文化スポーツ部のほうから、2,000万円上げてくれというふうに、指定管理料の年間2,000万円の金額を、今回指定管理を募集する場合には上げないと、なかなかやる人がいないのではないかとということで私のところに来たのも事実でございます。しかしながら、私自身も経営のほうを何回かいろいろお話をさせていただいております。その中でホテル経営というものをやはり、ただあそこの問題は12部屋しかないのです。だから、部屋数が少ない分、利益を出しにくい構造であることは間違いないのですが、それにしてもやはり価格が低かったり、ほかの民間が上がるときも価格を上げていない。これ裏返して言うと、公の施設が民業の圧迫になる可能性もあると、私はそんなふうにも判断しているわけでございます。そういう点から、営業努力、企業努力をすれば、今回物価高があっても年間2,000万円の指定管理料から上げる必要はないと、その中でしっかりと経営努力をしてもらおうというところで今回の募集になったわけでございます。ですから、この業者だから2,000万円という形ではないということです。そもそもこの2,000万円という金額の中でこの施設を運営してほしいということ客観的に数字を出して、それで募集がありますので、その募集をいただいて、たまたまドンデン山荘で成功した業者であるから、これは高過ぎるのではないかというのは、全く議論にはならないと思つます。次の指定管理のときに、実際にどうなるかという様子を見ながら、指定管理料をどうしていくかということで判断すべき案件であるというふうに考えております。

○議長（金田淳一君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） これ私は、たまたまドンデン山荘の指定管理者と同じところには期待をしていますが、この方だったらもっと安くできるかどうかは、それはまた別の話だと思つます。今ほど言いましたように、コロナ禍でやはり経営が大変だったところを一定程度改めて軌道に乗せるためには、2,000万円は必要だったと私は思つています。しかし、今お客様の数は増えていますし、それから、申し訳ないですけれども、この間決算審査でも、この施設でどういうイベントをしたのか、誘客頑張っていますと市の

説明はありますけれども、では何やったのかといたら、本当に親子が二十数人しか来ないものでも頑張っていますという評価をしてしまうところが、そもそも行政の姿勢も間違っていたのではないかと思うのです。そういうところを正して行って、この立地でできることをいろいろやっていけば、私はこれはもっと縮小できたものだろうと。2,000万円がなぜもっとかかると言っているのか、私はそこは詳細分かりませんが、それ本当に増やさないと難しいところだなと御判断されたのか、一体努力をどんなにしても2,000万円でも足りない、こういう評価があったのか、その点を御説明をお願いします。

○議長（金田淳一君） 渡辺市長。

〔「市長じゃなくて……」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 指定管理の期間もずっと話をしておりますし、その指定管理期間中に、その団体のほうが基本的にいつもその団体が持っている基金を崩しながら運営をしてきたというのも実態でございます。そういう部分で、ぜひ経営の状況を御確認いただければ、我々が2,000万円から上げなければいけないという、その実際の担当課が私のほうに上がってきたというのも理解できると私自身は判断しております。しかしながら、営業の場合、売上げをどう上げていくかというところが非常に重要で、その観点やはり民間事業者から比べると、私自身も低かったというふうに考えております。そういう点も含めながら、改善の努力をしまいましたが、手持ちの基金もかなり少ないということから、今回手が挙がらなかったのではないかとこのように考えておりますが、やはり以前の団体とも議論をしてきた結果であるというふうに御理解いただければと思います。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第146号についての質疑を終結いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時58分 休憩

---

午前11時08分 再開

○議長（金田淳一君） 再開いたします。

議案第147号 公の施設に係る指定管理者の指定について（勤労青少年ホーム、両津運動広場、両津野球場、両津テニスコート、両津農村広場）の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第147号についての質疑を終結いたします。

議案第148号 財産の無償譲渡について（佐渡海洋深層水分水施設及び佐渡海洋深層水ブランドマーク商標権）の質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

○17番（中川直美君） 聞くとやったので、聞かないとこれ悪いなと思って、あまり聞きたくないのですが、

聞くことにしました。言うまでもなく無償譲渡ですから、市民の財産を安く渡すということなのですが、これ資産価値というのは一体幾らになりますか。

それで、3回しかできないので、全部聞いておきますが、この募集はどういう形になりますか。例えば公募をやれば、高く売れるということももちろんあるわけだよね。そういうことも含めて、これどういう検討をやって市民の財産を渡すという形になったのか、まずここを2点お尋ねします。

○議長（金田淳一君） 門田地域振興部長。

○地域振興部長（門田 靖君） 御説明いたします。

当該施設の残存簿価でございますが、令和7年度末、令和8年3月末ですが、約6,200万円の価値となっております。

また、今回有償譲渡、民間譲渡につきましての検討ということでございますが、佐渡市公共施設等総合管理計画に基づいた試算では、今後10年以内に老朽化に伴う改修費が約1億2,000万円見込まれていること、また施設を運営した際には施設の設備のメンテナンス費用として現在年間1,500万円の費用が発生することなどから、市が引き続き保有することは財政負担の増大につながるといったところで、今回無償譲渡という形で判断したものでございます。

また、もう一つ、プロポーザルにつきましては、令和7年8月12日に公募型のプロポーザルで募集の開始を行ったところでございます。

以上でございます。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） プロポーザルでというので分かりました。今後いろいろなものの修繕費がかかるというのはそうなのだけれども、これは地域振興部長分からないかもしれないですが、これは旧畑野町で地域おこしいろいろなものに活用ということで、旧畑野町が一生懸命海洋深層水でやってきた事業だった。佐渡市がそれ引き継いでやってきたということなのだけれども、そうすると、これからこういった施設、老朽化が増えているから、こういった事例が出てくるのだけれども、こういう審査会みたいなのはちゃんと持っているものですかということを知りたいです。他市で見ると、内部審査をやってどうするかという、公のものを、とりわけもう少なくとも対価で売るのはいざ知らず、減額する場合には非常に慎重な判断をやる、先ほどあったように6,000万円余りを減額するということなのだけれども。

それと、もう一点、モニタリングはどうなっていますか。どういう契約になっていますか。過去もこの減額譲渡をしてやってみましたが、やり始めたら、はぐってみたら中が駄目だったというので金がかかるみたいなのはあるわけです。そういう契約の関係はどうなっていますか。なかなか複雑な施設だというふうに思うものだから、そのモニタリング期間も経た上でやるということが当然後々問題起こさないために必要だと思うのですが、どうですか。

○議長（金田淳一君） 門田地域振興部長。

○地域振興部長（門田 靖君） 御説明いたします。

事業者の選定につきましては、9月17日に事業者選定の審査会を開き、選定をされた事業者となっております。なお、この本プロポーザルの説明会には3者からの問合せがあったといったところも含めて事業者選定のほうを行っておるところでございます。

また、今後の契約状況につきましては、市といたしましては、譲渡先のほうに海洋深層水事業を継続してもらおうといったことを契約書ではうたっておるという形でなっております。

以上でございます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 暫時休憩します。

午前11時13分 休憩

---

午前11時13分 再開

○議長（金田淳一君） 再開します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） すみません。補足で漏れを説明したいと思います。

今後の維持管理していく上で、今回の譲渡に当たって、機械施設の点検等を業者としながら、本定例会において、そこに係る必要な修繕の予算を予算として盛らせていただきます。その予算をもって、しっかりとした対応ということで譲渡がなされるというふうを考えておりますので、我々としては業者としっかりこれ運用ができるような形で議論をしてきたというところでございます。

○議長（金田淳一君） 中川直美君、3回目です。

○17番（中川直美君） ですから、過去もそうやって直して、しっかりやるのだけれども、いざやってみたら根本的なところが駄目で、結局6,000万円以上かかったみたいなのもあるのではないですか。そういう意味でいうと、他市の事例もちょっといろいろ調べただけけれども、モニタリング期間をやっぴりしっかり設けてやるというのは、お互いの部分をやるというのはあるのですが、それはないということね。

○議長（金田淳一君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 基本的には業者の目で、この後の運営を含めて議論をしてもらっておりますので、ちょっと以前にあった話はかなり事前調査がお粗末だったのではないかなというふうに、内部にいましたけれども、考えております。そういう点も含めまして、今回しっかりと業者のほうで見ていただいて、これでできるということで判断をしているという認識でございますので、現在一定期間を仮の状態で置くとか、そういうような形は現段階で考えていないというところでございます。

○議長（金田淳一君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） 今回無償譲渡ということなので、一応これは確認ですけども、普通財産に一旦戻しておられるのかということ、ちょっとそこを私は失念しているので、御説明をお願いします。

それから、先ほど契約書で継続をうたっているという御説明がありました。これは、無償譲渡するに当たっては、絶対公益事業に資するということは担保されるのだと思うのですが、その契約の中身、何年ではこれを継続するとか、具体的に何か記されているのか御説明をお願いします。また、ちょっとその資料がここにはないので、ほかに詳しく教えていただければ、契約の中身はどうなっているのかを御説明をお願いします。

○議長（金田淳一君） 暫時休憩します。

午前11時16分 休憩

---

午前11時17分 再開

○議長（金田淳一君） 再開します。

岩崎総務部長。

○総務部長（岩崎洋昭君） 御説明いたします。

最初の御質疑の財産の関係でございますが、今回議案として出ささせていただきました議案第140号で佐渡市海洋深層水分水施設の条例の廃止ということでさせていただいたところでございます。

契約につきましては、地域振興部長のほうから説明のほうをさせます。

○議長（金田淳一君） 門田地域振興部長。

○地域振興部長（門田 靖君） 譲渡後につきましては、水の販売事業を継続するというものを譲渡の大条件として進めておりまして、今後事業者の不便がないようにという形で、十分な協議をした形で譲渡のほうの協議を行っているところでございます。以上でございます。

あと、先ほどの、私、試算額のところを修正させていただきたくて、約6,200万円でございます。大変失礼いたしました。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 追加の説明ですか。

門田地域振興部長。

○地域振興部長（門田 靖君） 約6,002万円でございます。大変失礼しました。申し訳ございません。

○議長（金田淳一君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） 私は、この施設でこれからも操業してもらいたいと期待している者の一人なのですが、これが無償譲渡された挙げ句、その前に、今お調べしますと、海洋深層水の施設改修工事と、今度費用がこの補正に組まれているというのですが、私の探し方が悪いのか、たったの200万円しかこの改修工事に使わないのであれば、あまり改修工事もして渡してあげるといふ雰囲気でもなく、これで果たしてちゃんと公益事業としてこれからも続けていただけるのか、負担が大きいのではないかと。しかし、渡すからには、できるだけ長く続けていただく、この契約の中身がきちんと例えば何十年は操業してくださいとか、そういう契約の中身になっているのかということ、そこを御説明お願いいたします。

○議長（金田淳一君） 暫時休憩します。

午前11時21分 休憩

---

午前11時21分 再開

○議長（金田淳一君） 再開します。

門田地域振興部長。

○地域振興部長（門田 靖君） 御説明いたします。

修繕の費用につきましては、今回補正でも組ませていただいておりますが、当初の段階で三百何万円の予算を組んでおりまして、それに積み増すものでございまして、修繕につきましては十分な予算を確保しているというところでございます。

また、譲渡先が事業を継続といったところの御質疑と思えますけれども、譲渡先は現在海洋深層水を原料とした事業を主たる業務として実施をしておるところでございまして、海洋深層水のブランド価値がある限り、分水施設のみが稼働不能になるという可能性は低いというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（金田淳一君） 荒井眞理君、3回目です。

○13番（荒井眞理君） さきに同僚議員の御質疑に対して、契約書で継続をうたっているというふうにご説明があったので、私もそこには関心があるのです。継続してくださいという、それだけではないはずなので、どのように具体的に数字が入っているのでしょうかと、どれだけ続けていただきたいということを佐渡市が、つまりきちんと業者に伝えているかということなのです。そこをお聞きしたいのです。お願いします。

○議長（金田淳一君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 募集するときに、これを継続してくださいという形で募集をしております。ちょっと言葉がおかしいのですが、契約は皆さん議会の了解を得てから契約を交わしますので、基本的には契約書というものは現在まだ正式に発令しているものではないということでございます。ただ一方、議員からの御指摘のとおり何年やるかということでございますが、やはりあれはもうかなり古い施設でございます。耐用年数等を含めて今修繕をして、今の状態でベストにしながらお渡しをしていくわけでございますが、あまり長い期間縛るといのは、やはり基本的に水を扱う仕事ですので、難しいのかなというふうには考えております。そういう点も含めながら、できる限り海洋深層水をしっかりと運営していただくということを、また渡しながらも、これからまたいろいろな議論しながら取り組んでいくことになるのだろうというふうに考えておりますので、我々としても施設をしっかりと維持管理しながら、長く作ってほしいということをこの後契約も含めて議論を進めていくという流れになるというふうに考えております。

○議長（金田淳一君） 近藤和義君。

○19番（近藤和義君） 今の答弁、地域振興部長の答弁もそうですが、もう譲渡先が決まっているという答弁でしたね。その企業は、海洋深層水がなければ、製品運営ができないと。これは、入札の方式がプロポーザルでしょう。企画提案の競争方式なのです。これから競争させて、事業者を決めるのに、あなたの答弁はもう決まっている業者がいて、それは続けなければいけないとさっき答弁したでしょう。おかしいのではないですか。

○議長（金田淳一君） 門田地域振興部長。

○地域振興部長（門田 靖君） 御説明いたします。

事業者の選定でございますが、令和7年8月12日に公募型のプロポーザル事業を開始いたしまして、事業者の選定審査委員会を行った上で、本事業者のほうを選定しておるところでございます。本事業者でございますが、新潟県佐渡海洋深層水株式会社でございます。結果として現事業者になったわけですが、先ほどの継続といったところで、現事業者がこういった海洋深層水ブランドの事業を実施しているといったところの説明を合わせたものでございます。

以上でございます。

○議長（金田淳一君） 近藤和義君。

○19番（近藤和義君） もう書類もそうなっていますが、そういうふうに事業者は決まっているわけでしょう。そうすると、この提案はおかしくないですか。あなたの説明も含めて。

○議長（金田淳一君） 暫時休憩します。

午前11時26分 休憩

---

午前11時26分 再開

○議長（金田淳一君） 再開します。

岩崎総務部長。

○総務部長（岩崎洋昭君） 御説明いたします。

今回につきましては、プロポーザル、公募を行いまして、譲渡先というものを選定させていただきました。その譲渡先が選定されたことに基づきまして、地方自治法の第96条の1項第6号に基づきまして、財産を無償譲渡するということで議会の議決を求めるものでございまして、議会の議決のほうをいただきましたら、本契約というような形になるという流れでございます。

○議長（金田淳一君） 近藤和義君、3回目です。

○19番（近藤和義君） そうすると、企画提案の内容がもう佐渡市で出ているわけでしょう。その提案内容の中に、先ほど来何回か質疑が出ていましたように、どのくらいの期間責任を持って継続できるかというのはもちろん書いてあるわけでしょう、提案企画内容の中に。それは全くないのですか。

○議長（金田淳一君） 暫時休憩します。

午前11時27分 休憩

---

午前11時28分 再開

○議長（金田淳一君） 再開します。

門田地域振興部長。

○地域振興部長（門田 靖君） 御説明いたします。

募集要項上では、令和11年3月の3年間となっております。

以上でございます。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第148号についての質疑を終結いたします。

議案第149号 新潟県市町村総合事務組合理約の変更についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第149号についての質疑を終結いたします。

これより議案第150号 令和7年度佐渡市一般会計補正予算（第9号）についての質疑に入ります。

本案の質疑は歳入歳出別とし、歳出については分割して行います。なお、第2表、債務負担行為につい

て質疑したい場合は、そのように申し出てください。

それでは、歳入に関する質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

○17番（中川直美君） 物価対策がいっぱいあって、何が何だか分からないようになっているのですが、今回の1,300万円余りのこれは、どこのどういう流れの地方創生臨時交付金なのだろう。今まであったのを留保していたのが出てきたということになるのだろうと思うのだけれども、ちょっと改めて説明願いたいと思います。

○議長（金田淳一君） 北見企画部長。

○企画部長（北見太志君） 御説明いたします。

今まで留保していた財源を活用して実施する事業でございます。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） そうすると、まだ新しい政権でいろいろなのもありますが、あと残りはどのぐらいあるのですか。留保している財源。

○議長（金田淳一君） 北見企画部長。

○企画部長（北見太志君） 御説明いたします。

もう留保金はこれで全てになり、ゼロ円ということになります。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

歳入に関する質疑を終結いたします。

次に、歳出に関する質疑に入ります。

2款総務費についての質疑を許します。質疑はありませんか。

荒井真理君。

○13番（荒井真理君） 総務費、16ページ、17ページを見ての選挙費の質疑です。参議院選挙で、予算がマイナス614万円使わなかったということでここに計上されています。その中で最も大きいのが消耗品費減312万円も消耗品で使わないというのは非常に不思議に思います。これ一体何を使わなかったのかということ。それから、次が公営掲示場設営委託料、これも減になっていますが、普通考えると、もう委託するものについては全部消化するものかと思いますが、なぜ150万円になるのか。そして、また不思議なのは、金額の多い、少ないではありませんけれども、選挙長等の報酬減が79万円、約80万円の減になっています。これがなぜそうなるのかということ。総じて今回衆議院選に初めて佐渡市が行ったこと、それは各戸配布のはずの選挙公報を配布しないということで、これがどこでその分がここにまたマイナスになって出ているのか、併せて含めて御説明をお願いします。

○議長（金田淳一君） 川上選挙管理委員会事務局次長。

○選挙管理委員会事務局次長（川上大吾君） 御説明申し上げます。

初めに、消耗品費につきましてでございますけれども、不測の事態に備える面もございまして、消耗品費については、従来より若干多めに盛らせていただいております。最小限度の必要なもの

を使わせていただいて、今回不用なものを減額させていただいたというところでございます。

また、掲示場の経費につきましては、昨年度の衆議院議員総選挙、物価の高騰もありまして、大分経費かかったわけでございますけれども、そこを基準として予算計上いたしました結果としてはそのときよりも調達の過程で安くなったということで、減額するものでございます。

また、報酬につきましては、選挙長等ということでございますが、立会人等の報酬も含まれておりますので、そういったところが想定よりも少なく、立会人少なければ報酬の支出が少ないということでございますので、減ったというところでございます。

あと、選挙公報につきましては、手数料というところでございますが、手数料の中といたしましては、当初の見込みよりも若干経費は増えたというところでございます。予算上は減額しておりますけれども、それはほかの手数料の部分が減ったというところでございます。

以上でございます。

○議長（金田淳一君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） 見込みと実態がいろいろ乖離していたというふうに、一言で言うと聞こえます。立会人に係る経費が少なかった、そうかもしれませんけれども、立会い、私もしましたけれども、非常に劣悪な環境で、大変長い間苦勞しました。そういうところで、本来使えるものもあったのかな、これは報酬から出せという話ではないですよ。様々足りなかったのかな。選挙公報について、私は特に今回多くの方が、何で来ないのかな、何で来ないのかなと思って待っている状態でした。最終的に総じて600万円残るのであれば、今までとは違うやり方、しかしお金を使いながら、選挙公報は必ず全戸に配布すると、これ義務ですから、できたのではないかなと。この選挙公報については、結局何かうやむやなので、この数字の中から何を工夫したのか分からないのですけれども、もう一度、選挙公報については特に御説明をお願いします。

○議長（金田淳一君） 川上選挙管理委員会事務局次長。

○選挙管理委員会事務局次長（川上大吾君） 御説明申し上げます。

選挙公報につきましては、おっしゃられるとおり、今回から新聞折り込みによるものを主体といたしまして、必要なものはお手元に届くようにということでやらせていただいております。結果として、経費としては、確かに予算のほうは下げさせていただいている状況ではございますけれども、やれる範囲のことで対応させていただいたというふうに認識をしておるものでございます。

○議長（金田淳一君） 荒井眞理君、3回目です。

○13番（荒井眞理君） 今の御説明は、そもそも考え方が間違っているということを露呈したようなものです。各戸配布は義務です。そのための予算は、ちゃんと国から来ているのです。要するに、それを使わないで、やれる範囲ではやったけれども、義務は遂行しなかったと。新聞だって今取らない時代です。取っている方々も、新聞にまさか入ってくると思わなかったら、そのまま捨てるかもしれません。各戸配布というのが義務ではないのですか。その意識はどう反映されたのか、改めて御説明をお願いします。

○議長（金田淳一君） 川上選挙管理委員会事務局次長。

○選挙管理委員会事務局次長（川上大吾君） 御説明いたします。

今回の参議院議員選挙につきましては、既に終わったところでございますので、いろいろな御意見等を

伺いながら、今後の選挙に役立たせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

2 款総務費についての質疑を終結いたします。

3 款民生費及び4 款衛生費についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

3 款民生費及び4 款衛生費についての質疑を終結いたします。

6 款農林水産業費についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

6 款農林水産業費についての質疑を終結いたします。

7 款商工費及び10 款教育費についての質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

○17 番（中川直美君） 簡単に教えてください。

今回のメインになるのですが、いわゆる地域経済循環のやつは、これ国の採択で流れていくというものなのかということ、下の清酒原料の米価の関係もそういう流れになるのかなというふうにはちょっと見えるのですが、それはどうなのか。

一番聞きたいのは、この歴史文化資源を活用した誘客促進事業というやつです。債務負担行為もやって3,000万円、これ具体的にはどういうことになるのだろう。もう大分事業提案があって、これ組んだのだと思うのです、想定は。それはどういう事業、どこ事業提案があって、どういったことを、やるのが悪いなんて言っていないですよ、どういう形なのか、ちょっと説明願いたいというふうに思います。

○議長（金田淳一君） 門田地域振興部長。

○地域振興部長（門田 靖君） 御説明いたします。

地域経済循環創造事業でございますが、これは国のほうの採択を受けたものの事業になっております。

もう一つでございますが、米価のほうにつきましての事業につきましても、国のほうの交付金を活用して事業を実施するものになっております。

以上でございます。

○議長（金田淳一君） 小林観光文化スポーツ部長。

○観光文化スポーツ部長（小林大吾君） 御説明させていただきます。

歴史文化資源を活用した誘客促進事業につきましては、重要無形文化財総合指定保持者の能楽師の方が代表を務める令和文化蔵といった団体がございますけれども、そちらから、飛天双〇能という全国で行っている能のイベントがございます、毎年。そちらを今回4月の上旬に佐渡で行いたいといった御提案がありまして、その4月の上旬というところもございますので、債務負担行為といった形で今回計上をさせて

いただいたというところでございます。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） そうしますと、令和8年度は2,000万円でしょう。この額の違いというのは何かあるのだろうか。

○議長（金田淳一君） 小林観光文化スポーツ部長。

○観光文化スポーツ部長（小林大吾君） 御説明申し上げます。

今年度の補正予算に計上させていただいたものとしましては、そのイベントに関するプレスであったり広報の部分、またチラシの作成であったりといった部分と、今年度行うべき、4月に向けて行うべき部分というのを計上させていただいております。また、債務負担行為で計上しているものにつきましては、能の出演者の、主に出演者の交通費であったり、出演費であったり、そういったものを、令和8年度に実際に使用するものを計上させていただいているといったところでございます。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

7款商工費及び10款教育費についての質疑を終結いたします。

以上で議案第150号 令和7年度佐渡市一般会計補正予算（第9号）についての質疑を終結いたします。

議案第151号 令和7年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第151号についての質疑を終結いたします。

議案第152号 令和7年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第152号についての質疑を終結いたします。

議案第153号 令和7年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第153号についての質疑を終結いたします。

議案第154号 令和7年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第154号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第128号から議案第154号までについては、お手元に配付した委員会付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

---

日程第6 陳情第2号、陳情第5号から陳情第9号まで

○議長（金田淳一君） 日程第6、陳情第2号、陳情第5号から陳情第9号までについてを議題といたします。

本案については、お手元に配付した請願・陳情文書表のとおり、それぞれ所管する委員会に付託をいたします。

ここで暫時休憩します。

午前11時43分 休憩

---

午前11時43分 再開

○議長（金田淳一君） 再開します。

午前中の審査は以上で終了し、再開は午後1時30分といたします。

休憩とします。

午前11時44分 休憩

---

午後 1時30分 再開

○議長（金田淳一君） それでは、再開いたします。

---

日程第7 （決算審査特別委員会付託案件）

議案第112号から議案第125号まで

○議長（金田淳一君） 日程第7、前定例会において閉会中の継続審査とした令和6年度決算の件についてを議題といたします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長、平田和太龍君。

〔決算審査特別委員長 平田和太龍君登壇〕

○決算審査特別委員長（平田和太龍君） 委員会審査報告。

本委員会は、付託案件に関する審査の結果、議案第112号 令和6年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第113号 令和6年度佐渡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第115号 令和6年度佐渡市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、以上の3議案は賛成多数で、その他の付託案件については、いずれも全会一致で認定すべきものとして決定しました。

なお、議案第112号 令和6年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定について、次のとおり指摘事項を付しています。1、総括的指摘事項。(1)、急激な人口減少により多様な分野において人材・有資格者不足が深刻化している。定着率の高いUターン者の支援強化に加え、10代から移住・定着までを見据え、一貫した戦略と従来の枠にとらわれない資格取得支援制度の見直しを進めること。

(2)、健康寿命日本一を掲げ、健幸ばいんと事業などを8課連携で進めているが、目標を達成するため、各課の数値目標と工程表を明確にし、庁内の連携を強化すること。また、地域住民や医療機関、企業、学校などと協働し、市全体で健康づくりを進める仕組みも構築すること。

2、観光文化スポーツ部、地域振興部総括的指摘事項。昨年度の決算審査において指摘した滞在型観光から移住へとつながる取組は依然として進んでいない。約7万6,000名の「さどまる倶楽部」会員データを活用し、観光から関係人口、そして、移住へと発展するよう、関係課が連携して取り組むこと。

3、総合政策課、農林水産振興課、上下水道課総括的指摘事項。水源地の土地買収や地域住民や環境への配慮が不十分な大規模太陽光発電所（メガソーラー）の開発が全国的に問題となっている。佐渡島民の安全・安心な水源の確保とトキを中心とした生物多様性の保全のため、必要な条例の整備を強く求める。

4、財産管理課、建築住宅課総括的指摘事項。佐渡市の持続可能な運営のためには、行政サービスを低下させずに施設の統廃合や複合化を進めることが不可欠である。しかし、新たに建設された施設は、その観点が不足していたため、今後は財産管理課と建築住宅課が連携し、全庁的な視点で取り組むこと。

5、会計課。令和6年10月から金融機関が自治体に対して公金の窓口収納や振込などに手数料を徴収するようになった。手数料削減を図るために、公金の納付方法として口座振替の利用をより一層推進すること。

6、総務部総務課。人件費・一般管理費について。佐渡市特定事業主行動計画では、時間外勤務時間数の目標を6万3,500時間以下としているが、令和6年度は9万6,985時間と大幅に超過している。また、1人当たりの時間外勤務の平均は約96時間であるものの、一部の職場では著しく超過している状況にある。職員の心身の健康管理と業務効率化の観点から、適切な人員配置や労働環境の向上を行うなど、支援体制の強化に取り組むこと。

7、総務部防災課。(1)、防災対策事業について。①、令和8年度末までに市内326全ての自主防災組織で地区防災計画を策定することを目標としているが、令和6年度末時点での策定数は82組織にとどまっている。支所、行政サービスセンター等と連携し、早急に全地区で策定が進むよう取り組むこと。

②、災害時に備え、V2H充放電設備が未整備の避難所のみならず同設備を整備している避難所についても発電機等の非常用電源を計画的に整備すること。

(2)、緊急情報伝達システム管理費について。令和5年度当初予算において、戸別受信機本体の見直しや新たな情報伝達方法の検討を求める意見を付したが、現時点で具体的な方針が示されていない。島民への迅速かつ確実な情報伝達体制を確立するため、早急に対応方針を示し、必要な改善を進めること。

8、企画部総合政策課。佐渡市の総合的な政策立案及び進捗管理については、十分な体制が整っていない状況にある。市全体の政策調整機能を強化するため、早急に総合政策課の在り方を検討すること。

9、企画部交通政策課。(1)、空港対策事業について。新潟空港と新潟港をつなぐミニライナー事業の利用者が増加したことにより、令和7年1月から民間事業者で自主運行することとなった。これからも利用者のニーズを形にできるよう努めること。

(2)、交通対策事業について。粟島汽船では平日の朝一便を島発とするなど、島民の利便性を重視した運航ダイヤとなっている。市として、小木一直江津航路の安定運航を確保するため支援を行っているが、島民と観光客の双方にとって利用しやすい運航ダイヤの在り方を検討していくこと。

10、財政部財政課。佐渡市全体を見据えた中長期的な視点を持ち、民間団体等との役割分担を図りながら、取り組むべき事業の優先順位を明確にすること。

11、社会福祉部社会福祉課。成年後見制度は全国で問題となっているが、当市においてもトラブルが発生している。高齢者や障害を持つ方が多い当市において、関係機関と連携し、判断能力が十分な段階から意思決定支援及び財産管理に係る各種制度を適切に活用できる体制整備及び普及啓発を推進すること。

12、社会福祉部高齢福祉課。老人クラブ活動事業について。老人クラブの事務負担については、以前より課題認識されている中、一部の老人クラブでは若い年齢層を事務局に抜てきして多世代交流につなげている事例もあるので、優良事例を参考に活動が縮小とまらないよう取組を推進すること。

13、地域振興部地域産業振興課。創業・事業拡大等支援事業について。雇用機会拡充事業補助金で勤務実態のない雇用により返還事例が発生したため、特定有人国境離島特別措置法の趣旨に沿い、地域に根差した持続的な雇用確保に努めること。

14、地域振興部移住交流推進課。企業誘致・スタートアップ支援事業について。バーチャル窓口及び首都圏交流拠点「渋谷キューズ」については、十分な効果が確認できず、導入当初に指摘された懸念も解消されていないため、総合的な観点から検証を行うこと。

15、観光文化スポーツ部文化スポーツ課。スポーツ全国大会等出場者激励金について。佐渡から全国大会等で活躍する選手が年々増えていることは誠に喜ばしい。近年では、世界大会に出場する島民も見られるようになってきていることから、他自治体の状況も参考にし、激励金制度の拡充を検討すること。

16、建設部建築住宅課。火災等の災害発生時において、被災者が一時的に住まいを確保するための市営住宅の一時入居は極めて重要である。被災者支援の迅速性を確保する観点から、被災規模によらず、速やかに入居できるよう検討すること。

17、教育委員会学校教育課。学校ICT推進事業について。令和5年度以降、家庭内学習時間の減少も影響し学力は大幅に低下しているため、家庭学習時間の確保と児童・生徒一人一人の特性や学習速度などに応じた個別最適な学びを推進すること。

18、教育委員会社会教育課。図書館管理費について。利用が少ない図書室はサービス水準を維持しつつ統廃合を進め、運営の効率化を図ること。その上で、正規職員が他市と比較して少ない現状を踏まえ、適正な体制を確保すること。

19、消防本部。両津地区の木造住宅密集地域では、過去17年間に7件の火災が発生している。木造住宅密集地域における火災を未然に防止するとともに、発生時には延焼被害を最小限に抑えられるよう、高度な防火対策の推進及び消防設備の充実を図ること。

また、議案第123号 令和6年度佐渡市病院事業会計決算の認定について、次のとおり指摘事項を付しています。職員の声を踏まえ、病棟勤務を3交代制から2交代制に変更したことにより、残業時間が削減された点は評価する。不規則な勤務に従事する職員の健康に十分配慮した取組を今後も職員と共に検討、実施していくことを期待する。

以上であります。

○議長（金田淳一君） 以上で決算審査特別委員長の報告を終わります。

議案第112号 令和6年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定についての委員長質疑に入ります。

中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○17番（中川直美君） 通告をしてあるとおりであります。今の意見を述べた中には入っていませんが、なぜこれ聞くかという、内部統制にもつながる重要な問題だと思って聞くのですが、監査意見で、こう書いてあります。補助金等の交付事務において、つまり補助金において、申請者以外の者が負担した多額の経費を補助対象経費として認めるという事例があった。これよく読んでみると、大変な中身だろうというふうに私は思うのです。だから、これ指摘が正しいのか、どうなのか。そして、これは一体どのような金額、人数、多額の経費だから、どの程度だったかを聞きたいということです。法令遵守というのは当たり前の話だし、こういう基礎的な基礎なので、具体的にどうなのかなということです。とりわけ最近、これ私の感覚ですが、監査の指摘と執行部の対応がどうも食い違っている。これでは、やっぱり駄目だと思うのです。監査の指摘は論理的に、法令的に、どう見ても正しいものでなければならぬわけで、食い違うようなことが私は多いような気がするので、聞いてみます。

2つ目、同じ意見書では、またこう述べています。市町村は、中小企業等協同組合法上、組合員となる資格がなく、支出できないにもかかわらず、事業協同組合に出捐金として支出し、出資による権利として財産を計上していた。いずれも不適切な取扱いであり、誠に遺憾である。組織として、法令を遵守した事務執行に改善を図るべきであるという、非常に監査の厳しい指摘なのです。ですから、最低限の法令遵守を求められているのだが、なぜこのようなことが起きていたのか、これは正しいのかも含めて、ちょっと議会としてしっかり判断しておかなければいけないと思うので、聞くところであります。

3点目、先ほど委員長の報告の中で小木一直江津航路に触れた部分もありましたが、この年度は佐渡航路の冬場のカーフェリー2隻化を目標として小木一直江津航路も含めてこがね丸就航の2年目だったというふうに思います。1年目は防舷材だかのあれが駄目だということがあったのですが、2年目も結果的に私駄目だったと思うのですが、決算との費用対効果をどう図るかという測定のものでもあります。どういうふうに見たのか、また今後の方向はどうかをお尋ねをしたいということです。

○議長（金田淳一君） 決算審査特別委員長、平田和太龍君。

○決算審査特別委員長（平田和太龍君） 中川議員の質疑にお答えいたします。

申し訳ございませんが、1点目と3点目につきましては、御指摘の箇所について審査をしておりませんでした。

2点目につきましては、監査委員からの監査意見書について、組織内統制としての視点では審査していませんが、事業協同組合への出捐金の支出については、支出を行った移住交流推進課と、その協議を行った財政課に審査したところ、先行自治体の事例や国や県に確認し、問題がないとの説明があったということで進めたということでした。

以上です。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） やってなければ、これ以上聞くことはないのですが、ただ少なくとも、3番目は別にして、1点目の監査の厳しい指摘というのは、本当にどうだったのか。補助金外の人の経費を含んで多額をやっていたということになれば、これ議会としても放っておけない話だし、多分私の仄聞するところ

ろによると、食い違っているのだというふうに思うのです。私その食い違ったまま置くというのは、内部統制上非常によろしくない。そこは、議会がしっかり、そしてどう判断するかというのを私やる必要があったのだなというふうに思います。

2番目のですが、ここでも食い違っているのではないのですか。だから、今言った話でいうのならば、監査を行うようなことを書かなくてもいいし、この辺の食い違いは私あってはならないと思うのだ。あることは、何かおかしいな、この執行部、議会、監査、そして住民という、このトライアングルと住民との関係で、やっぱり市の組織がしっかりしていくためには食い違いがあってはいけないと思います。その辺はどうなのでしょう。

○議長（金田淳一君） 決算審査特別委員長、平田和太龍君。

○決算審査特別委員長（平田和太龍君） 監査委員事務局のほうにも同じような質疑をしておりまして。中小企業等協同組合法上、組合員の資格を有するものとされていないため、特定地域づくり事業協同組合に出資することはできないということで、佐渡市が権利を主張することは不適切であると言わざるを得ないということで監査のようなお話がありました。

以上です。

○議長（金田淳一君） 中川直美君、3回目です。

○17番（中川直美君） 確認しておきますが、そうすると執行部の回答と監査の回答が食い違ったままで終わったということですね。

○議長（金田淳一君） 決算審査特別委員長、平田和太龍君。

○決算審査特別委員長（平田和太龍君） 中川議員のおっしゃるとおりです。

以上です。

○議長（金田淳一君） 以上で議案第112号についての委員長質疑を終結いたします。

議案第112号 令和6年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定についての討論に入ります。

栗山嘉男君の反対討論を許します。

栗山嘉男君。

〔4番 栗山嘉男君登壇〕

○4番（栗山嘉男君） 日本共産党市議団、栗山嘉男です。議案第112号 令和6年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定について反対討論を行います。

1点目、令和6年度施政方針では、行財政改革が必須とうたわれています。その影響がなければよいですが、決算審査特別委員会報告のとおり、職員の時間外勤務時間が佐渡市特定事業主行動計画での目標値を大幅に超過しています。職員が疲弊して、よい市民サービスができるのか懸念されます。

2点目、佐渡航路について。離島振興法の立場で、佐渡の振興に責任を持つ新潟県の責任は重大です。また、令和4年に締結された佐渡航路の維持確保及び活性化に向けた協定書、これは新潟県、上越市、佐渡市、佐渡汽船、みちのりホールディングスで締結されましたが、これには佐渡航路の維持確保と活性化に取り組むとあります。しかし、小木一直江津航路赤字解消への県の支援が行われておりません。市からももっとプッシュすべきだと思います。

以上により当決算は反対いたします。

○議長（金田淳一君） 以上で議案112号についての討論を終結いたします。

これより議案第112号 令和6年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金田淳一君） 起立多数であります。

議案第112号を認定することは可決されました。

議案第113号 令和6年度佐渡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての討論に入ります。

栗山嘉男君の反対討論を許します。

栗山嘉男君。

〔4番 栗山嘉男君登壇〕

○4番（栗山嘉男君） 日本共産党市議団、栗山嘉男です。議案第113号 令和6年度佐渡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について反対討論を行います。

令和6年度国民健康保険特別会計の歳入総額から歳出総額を引いた実質収支額は、1億1,300万円余りの黒字となっています。令和6年度、国保税が増額されましたが、例えばモデル家族、夫婦と子供2人、世帯総所得310万円の4人世帯で保険税が年間1万4,500円アップされております。しかし、実質収支は黒字ですので、国保加入者7,670世帯、1万1,170人の税額増額は必要ありませんでした。したがって、当決算は反対いたします。

○議長（金田淳一君） 以上で議案第113号についての討論を終結いたします。

これより議案第113号 令和6年度佐渡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金田淳一君） 起立多数であります。

議案第113号を認定することは可決されました。

議案第115号 令和6年度佐渡市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての討論に入ります。

栗山嘉男君の反対討論を許します。

栗山嘉男君。

〔4番 栗山嘉男君登壇〕

○4番（栗山嘉男君） 日本共産党市議団、栗山嘉男です。議案第115号 令和6年度佐渡市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について反対討論を行います。

令和6年度末、佐渡市の特別養護老人ホームは、728床で入所率96.8%、介護老人保健施設が80床減って320床で、入所率87.2%です。よって、入所待機者が発生しています。特別養護老人ホーム入所申込者

は243名、介護老人保健施設入所申込者は74名、以上により認知症対応型共同生活介護施設を含めると総数361名の入居申込待機者が解消できておりません。また、すこやか両津の設備工事入札不調による一時移転がその後の計画も示されずに発表され、市民の不安が募っています。介護保険料を払って施設利用できない状態であります。当決算は反対いたします。

○議長（金田淳一君） 以上で議案第115号についての討論を終結いたします。

これより議案第115号 令和6年度佐渡市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金田淳一君） 起立多数であります。

議案第115号を認定することは可決されました。

これより議案第124号 令和6年度佐渡市水道事業会計決算の認定についての委員長質疑に入ります。

中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○17番（中川直美君） 水道事業会計です。不納欠損額が656件、3,571万9,000円で、プラス401件、343万4,000円ということなのですが、これ具体的にどういう中身だったのかということを知りたいのです。物価高騰でなかなか暮らしが厳しいから、何ももぎ取れということを私言いたいわけではないのだけれども、そこを知りたいということでもあります。

以上です。

○議長（金田淳一君） 決算審査特別委員長、平田和太龍君。

○決算審査特別委員長（平田和太龍君） 大変申し訳ございません。御指摘の箇所については、審査をしておりますので、お答えできません。

○議長（金田淳一君） 以上で議案第124号についての委員長質疑を終結いたします。

これより議案第124号 令和6年度佐渡市水道事業会計決算の認定についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

議案第124号を認定することは可決されました。

議案第125号 令和6年度佐渡市下水道事業会計決算の認定についての委員長質疑に入ります。

中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○17番（中川直美君） 下水道事業会計でございます。議会の今回の意見の総括の中で、急激な人口減少ということで、人口減少時代の中でどうやっていくのかというのが今命題になっているわけですが、監査の

意見では、このようになっています。下水道事業は、サービスを受ける受益者の負担による経営を基本とし、効率的な事業運営を行い、継続かつ安定したサービスの提供をすることは使命と捉えていると。ところが、当年度の経費回収率は63.8%で、前年度に比べ6.4ポイント減少しており、他会計からの補助金、負担金等で補填している状況であると、非常に問題視しております。接続率、水洗化率が60%台ですよね。60%台のうちの、その方々が63.8%ということになると40%ぐらいしか入っていないって話になってしまうのだけれども、この辺はどういうふうに理解したらいいのか、特に経費回収率をどのように見たらいいのかちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（金田淳一君） 決算審査特別委員長、平田和太龍君。

○決算審査特別委員長（平田和太龍君） 同じになってしまいますが、御指摘の箇所について審査をしておりませんので、お答えすることができません。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 本当にしていないのですか。

○議長（金田淳一君） 決算審査特別委員長、平田和太龍君。

○決算審査特別委員長（平田和太龍君） 繰り返しになりますが、御指摘の箇所について審査しておりませんので、お答えすることができません。

○議長（金田淳一君） 以上で議案第125号についての委員長質疑を終結いたします。

これより議案第125号 令和6年度佐渡市下水道事業会計決算の認定についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

議案第125号を認定することは可決されました。

これより議案第112号、113号、115号、124号、125号を除く、令和6年度決算の件についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

本案を認定することは可決されました。

以上で前定例会において閉会中の継続審査とした令和6年度決算の件については全部終了いたしました。

---

○議長（金田淳一君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会といたします。

午後 1時58分 散会